墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
(給料) 第2条 教育長の給料は、月額84万3,0 00円とする。 (職務に専念する義務の特例) 第7条 地方教育行政の組織及び運営に関す る法律(昭和31年法律第162号)第1 1条第5項の規定による教育長の職務に専 念する義務の特例については、職員の職務 に専念する義務の特例については、職員の職務 に専念する義務の特例に関する条例(昭和 33年墨田区条例第13号)の適用を受け る職員の例による。	〔同左〕 第2条 教育長の給料は、月額 <u>78万3,0</u> <u>00円</u> とする。 〔新設〕

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。